

医学管理 特定疾患療養管理料



アイネット・システムズ株式会社

特掲診療料：医学管理

特掲診療料の通則

- 1 医学管理等に規定する「B000特定疾患療養管理料」「B001特定疾患治療管理料」の「1 ウイルス疾患指導料」「4 小児特定疾患カウンセリング料」「5 小児療養指導料」「6 てんかん指導料」「7 難病外来指導管理料」「8皮膚科特定疾患指導管理料」「17 慢性疼痛疾患管理料」「18 小児悪性腫瘍患者指導管理料」及び「21 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料」並びに在宅医療に規定する「在宅療養指導管理料」及び精神科専門療養法に掲げる「I004心身医学療法」は特に規定する場合を除き同一月に算定できない。
- 2 算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、それぞれ日曜日から土曜日までを1週間又は月の初日から月の月末までの1か月を単位として算定する。

⑬特定疾患療養管理料 225点（月2回）

生活習慣病等の厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者について、プライマリケア機能を担う、地域のかかりつけ医師が計画的に療養上の管理を行うことを評価したものであり、治療計画に基づき、服薬・運動・栄養等の療養上の管理を行った場合に算定

【算定の原則】

- ・厚生労働大臣が定めた特定の疾患（次ページ参照）を主病とする外来患者に対して、医師が治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回を限度として算定
→カルテ記載が必要
- ・初診を算定する初診の日、又はその初診の日から1月以内に行った管理の費用は、初診料に含まれ算定不可

【特定疾患療養管理料・特定疾患処方管理加算 対象疾患抜粋】

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

スフィンゴリピド代謝障害

及びその他の脂質蓄積障害

ムコ脂質症

リポ蛋白代謝障害及び

その他の脂（質）血症

リポジストロフィー

ローノア・ベンソード腺脂肪腫症

喘息

喘息発作重積状態

気管支拡張症

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

胃炎及び十二指腸炎

高血圧性疾患

虚血性心疾患

不整脈

心不全

脳血管疾患

一過性脳虚血発作及び関連症候群

単純性慢性気管支炎

及び粘液膿性慢性気管支炎

詳細不明の慢性気管支炎

その他の慢性閉塞性肺疾患

肺気腫

肝疾患（経過が慢性なものに限る）

慢性ウイルス肝炎

アルコール性慢性膵炎

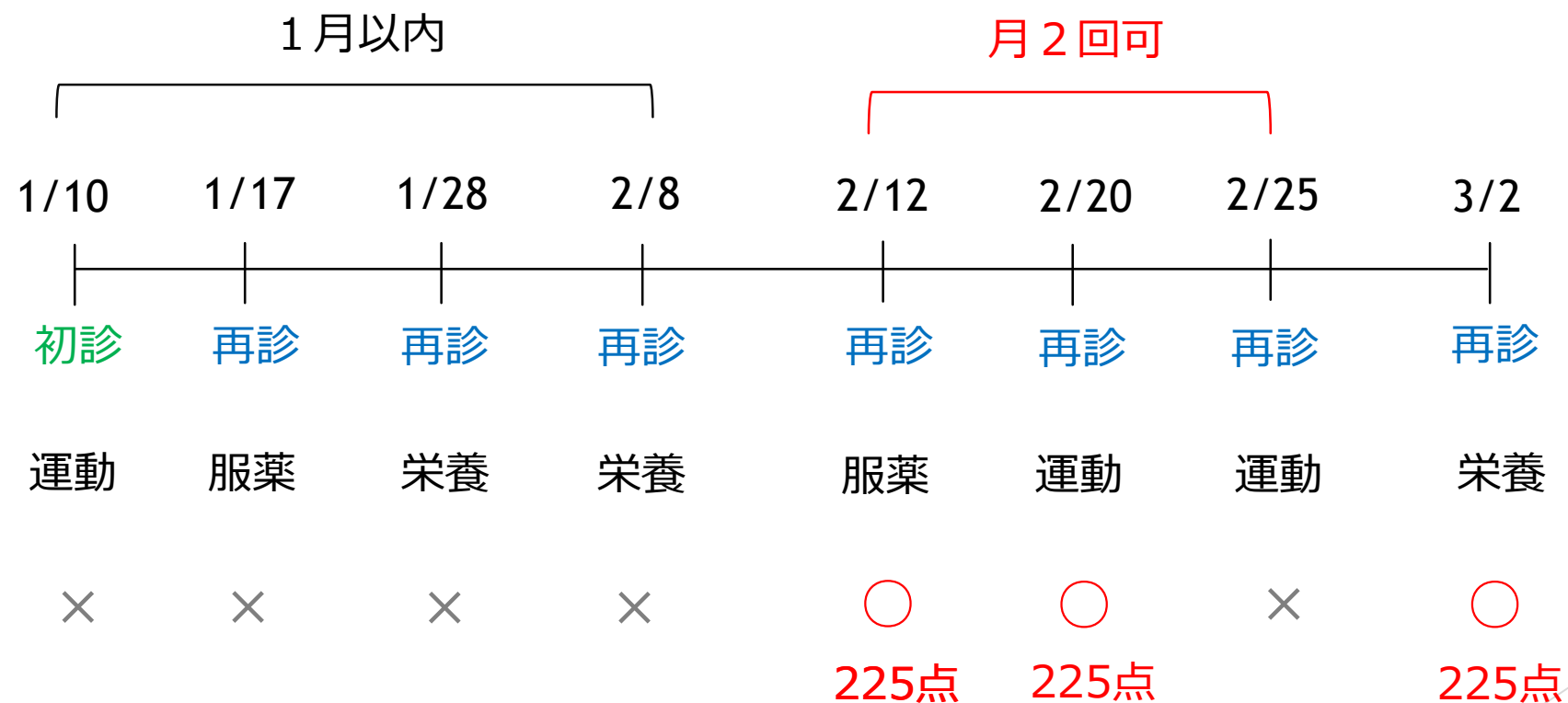
その他の慢性膵炎

思春期早発症

性染色体異常

【算定例】

病名：糖尿病



ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ 株式会社